

感染拡大を防ぐための要請・協力依頼内容

○緊急事態宣言の延長に伴い、特措法に基づく感染拡大地域への
不要不急の往来・出張の自粛要請は継続

項目	現在	3月8日以降
対策期間	3/2(火)～	
期間名称	「感染警戒期」	
要請・ 協力依頼 内容	<u>感染拡大地域への不要不急の往来や出張の自粛（法による要請）</u>	<u>継続（法による要請）</u> <u>※緊急事態宣言解除の日</u> <u>まで（3/21(日)まで）</u>
	年度替わりの恒例行事等の注意	
	「5つの場面」の注意	
	事業者によるテレワークや時差出勤等の一層促進	
	業種別ガイドラインの実践	
	医療・高齢施設の面会制限 （施設長等の判断のもとで実施）	
	県立学校における身体接触を伴う活動等 （学校長の許可のもとで実施）	
イベント等感染対策の徹底		

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

- 感染拡大地域との往来による感染リスクへの対処
(法に基づく要請として継続(期間延長))

【県民・事業者】

- **感染拡大地域(特定都道府県)への不要不急の往来や出張の自粛**

- やむを得ない往来や出張(物流等の社会インフラ関係、受験、医療、冠婚葬祭等)は、感染回避行動を徹底
- その場合、帰県後2週間は、体調管理に留意し、懇親会等の自粛など感染回避行動を徹底

[期間] 令和3年1月8日(金)～**緊急事態宣言解除の日まで**
※ 3月21日(日)まで

[根拠] 行動自粛の協力要請、事業活動における協力要請
【特措法第24条9項】(継続)

- 宣言解除地域についても、特定都道府県に準じた警戒を